

令和3年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 令和3年3月5日(金)

散 会 令和3年3月5日(金)

仁 木 町 議 会

令和3年第1回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

- ◆日 時 令和3年3月5日（金曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場
-

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）
日程第7 議案第1号 令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）
日程第8 議案第2号 令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
日程第9 議案第3号 令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第10 行政と予算案の大綱等 令和3年度仁木町行政と予算案の大綱
令和3年度仁木町教育行政執行方針

令和3年第1回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 令和 3年 3月 5日（金） 午前 9時30分
散 会 令和 3年 3月 5日（金） 午後 0時14分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
7 番 上 村 智 恵 子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	産 業 課 参 事	嶋 井 康 夫
副 町 長	林 幸 治	建 設 課 長	可 児 卓 倫
教 育 長	岩 井 秋 男	教 育 次 長	奈 良 充 雄
総 務 課 長	岩 佐 弘 樹	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	泉 谷 享
財 政 課 長	鹿 内 力 三	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
企 画 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 和 之
住 民 課 長	和 田 秀 文	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(岩 佐 弘 樹)
ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋	代 表 監 査 委 員	原 田 修
ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
産 業 課 長	菊 地 健 文		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、令和3年第1回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、1番・磨議員及び2番・木村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る2月25日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、承認1件、議案19件、同意3件、意見書3件の計26件が付議されております。他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、3人から4件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。別紙、議事日程のとおりであります。はじめに、定例会1日目。日程第3まではこれまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告、日程第5の行政報告については、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、いずれも省略いたします。日程第6の専決処分承認については、即決審議をお願いいたします。日程第7から第9の補正予算につきましては、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第10の行政と予算案の大綱につきましては、令和3年度仁木町行政予算案の大綱及び、令和3年度仁木町教育行政執行方針の説明でございます。1日目はここまでとし、散会したいと思います。次に、定例会2日目。日程第11の一般質問につきましては、通告順に従って、野崎議員1件、磨議員1件、上村議員2件の順でございます。日程第12から第15の令和3年度各会計予算につきましては、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選を行います。名称につきましては、令和3年度各会計予算特別委員会、委員数は議長を除く全議員8名でございます。日程第16の条例改正、日程第17から第25の指定管理者の指定、以上10件につきましては、予算に関連する議案のため、一括提案説明を受けた後、令和3年度各会計予算特別委員会に付託し審査いたします。

令和3年度各会計予算特別委員会の日程について申し上げます。1日目、3月8日は正副委員長の互選を行います。2日目、3月9日は付託議案の説明を行います。3日目、3月10日、4日目、3月11日は付託

議案の質疑を行います。5日目、3月12日は付託議案の質疑及び討論・採決を行います。

続いて、日程第26から第27の条例改正及び廃止につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第28の同意につきましては、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第29から第30の同意につきましては、2件を一括議題とし、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。2日目はここまでとし、散会いたしたいと思います。続いて、定例会3日目。日程第31から第33の意見書につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第34の委員会の閉会中の継続審査、日程第35の委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和3年第1回仁木町議会定例会招集日は、本日3月5日金曜日、会期は開会が3月5日金曜日、閉会が3月18日木曜日の14日間といたします。なお、3月6日から7日、9日から15日は休会といたします。

続いて、その他の事項として、3月10日水曜日、予算特別委員会3日目の昼食時に学校給食試食会を実施いたします。内容は記載のとおりでございます。また、当面する行事予定につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。先般、町内において新型コロナウイルスの感染が確認されたため、新型コロナウイルス感染対策ガイドラインを、フェーズ1に上げます。以上、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、3月5日から3月18日までの14日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月5日から3月18日までの14日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき3月6日から7日まで、及び9日から15日までの計9日間休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、3月6日から7日まで、及び9日から15日までの計9日間休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長並びに、岩井教育長から行政報告の申し出がありました。先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後ほどご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）

○議長（横関一雄）日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。

承認第1号の提案説明をさせていただく前に、このたび、令和3年第1回仁木町議会定例会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参集賜り、厚く御礼申し上げます。そして原田代表監査委員、今井監査委員、鶴田農業委員会会長におかれましても、万障繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

各議案につきましては、簡略に説明させていただき、冒頭の行政報告につきましても配布させていただきました書面にてご報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ご承知のとおり本年4月には町長選挙が執行されます。したがって例年であれば、町政施行方針として町政運営にあたる首長としての決意を表明してまいりましたが、本年は骨格予算でありますことから、令和3年度仁木町行政と予算案の大綱という形で取りまとめをいたしました。ご審議をいただくにあたり、議員各位の皆さまのご理解をお願いするとともに、格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは早速、承認第1号の提案説明をさせていただきます。

承認第1号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求め。令和3年3月5日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和3年2月1日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1272万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6922万3000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。令和3年2月1日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）承認第1号、令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）について、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの緊急接種につきましては、国は昨年12月、予防接種法を改正し、今後市町村が実施主体として接種することとなりました。このため、速やかな体制などの準備が必要となったことから、専決処分で行ったものでございます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金、19款、繰入金、21款、諸収入をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額1272万2000円を追加し、補正後の合計を43億6922万3000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。4款、衛生費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1272万2000円を追加し、補正後の合計額を43億6922万3000円とするものでございます。

3ページをご覧願います。第2表 繰越明許費でございます。本事業につきましては、令和2年度内に支出が終わらない見込みであることから、一部令和3年度に予算を繰越して使用するため、あらかじめ予算でその上限額を定めておかなければならないことになっているものでございます。繰り越す予算につきましては、4款、衛生費、1項、保健衛生費、事業名は新型コロナウイルスワクチン接種事業で、金額につきましては565万2000円でございます。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金は935万円、その他は1万4000円、一般財源は335万8000円でございます。

7ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金935万円を追加するものでございます。

8ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金につきましては、財源調整のため335万8000円を追加するものでございます。

9ページをご覧願います。21款、諸収入、5項、雑入につきましては、会計年度任用職員など社会保険料

1万4000円を追加するものでございます。

11ページをお開き願います。歳出でございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費につきましては、1272万2000円の追加でございます。老人保健推進費のパートタイム会計年度任用職員報酬と費用弁償の減額は、同職員がワクチン接種事務にも携わることになるための支出科目の変更によるものです。予防費は、報酬から、13ページ、負担金補助及び交付金まで、すべて新型コロナウイルスワクチン接種に係るもので、会計年度任用職員の報酬、担当職員の時間外手当、予防接種管理台帳システムや接種券に関する経費、飛散防止パネルや超低温冷蔵庫の停電時用蓄電池の事務用備品経費などの追加です。このうち、会計年度任用職員報酬の一部など令和3年度に繰越して支出する分として合計565万2000円も併せて計上しています。15ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。なお、今回の専決処分は、当面必要となる予算のみを計上したもので、現在精査中のこの他の経費につきましては、本定例会中に追加の補正予算の提案を予定しております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。なお、あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、議案1件につき質疑の時間は最長で40分とします。

質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、何点か質問させていただきますけれども、この度のワクチン接種におかれましては国の情報もかなり少ないということで、今日の新聞にも出ておりましたが、かなり担当している市町村の職員の方々は大変なご苦勞をされているということで、心から敬意を表するわけでありまして、このワクチン接種の準備状況、これにつきましても、今朝の新聞報道でも掲載されてきたわけでありまして、本町のワクチン接種に関する部分につきましては、北後志5か町村を管轄する余市医師会と連携し、そのかかりつけの医療機関で広域的に接種ができるというように準備を進めているということでありまして、いろいろな情報の部分もございますので、我々も中身についてどこまで進んでいるのか、承知していないものですから、その辺、今現在どのような進捗状況なのかちょっとご説明をお願いします。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）只今の質問についてお答えさせていただきます。

今回の新型コロナワクチン接種につきましては、テレビ等でも報道とかがありますように、毎日情報等が日々変化しております。その中でも、しかるべき時期に皆さんが安全に接種できるようにということで、現在北後志5か町村でいろいろ情報等をすり合わせしながら、広域的に連携してワクチン接種をしているということで準備を進めさせていただいております。こちらの準備段階につきましては、令和3年1月20日から本日までの間4回、各北後志の5か町村の担当課長が集まりまして、どのような体制でワクチンを接種していったら良いかということをお協議してございます。国から提示されましたワクチン接種につきまして、当初から変わっていないのが、他のワクチン接種のワクチンにつきましては直接医療機関がワクチンメーカーの方に必要量を発注して医療機関に届けて出来るというものなんですけれども、これにつきましては限られたワクチン数ということもございますので、市町村がワクチン数を管理しながら、必要量を医療機関等に配布して行く、もしくは集団接種をするということでスタートしております。ただ、本町のように人口規模が少ない町村が単独で実施するというのを考えたときに、限られたワクチン量が入っ

てきても、今現在、日本の方に入ってくるワクチンがファイザー製のもので、マイナス75度という冷凍管理をしたものを解凍してしまうと5日間しかもたない。冷凍であれば2か月程度、解凍してしまうと2度から8度の冷蔵の中で5日間しかもたない。更にそのワクチンを実際使用するとき、希釈、1本で5人分取れるという計算でいくんですけれども、その溶かしたワクチンを6時間以内に使い切らなければいけないという、とても管理が繊細なワクチンということもございましたので、いただいたワクチンを有効に使うためには、やはり5か町村でやらなければいけないということで進んでまいりました。本日の朝刊、新聞にも載っていたんですけれども、3月4日現在で、医療機関等を余市町が中心になって取りまとめをさせていただいているんですけれども、基本的にはかかりつけ医のところで行える医療機関が幾つあるかということで調査をして、一つ追加になりまして、15の医療機関でワクチン接種ができるというところまで進んでおります。ただ、1週間の中で、各医療機関が何人ずつワクチン接種をできるのかというところを、今取りまとめておまして、まとまったものが、これから5か町村に下りてくる予定になっています。その出てきたところから、かかりつけ医というところで、今新聞報道とかでもされているんですけれど、「かかりつけ医がなければどうするのか」ということもございますので、その辺も余市医師会といろいろ調整させていただいて、今、かかりつけ医を持っていなくても、ワクチン接種を申し込んだときにできるように調整をしているところで、その辺については安心して皆さん接種できるのではないかとこのところまでは進んでおります。

あとですね、実際問題1週間当たりのワクチン接種ができる人数が決まったとしても、今度は国の方でワクチンが、直近の情報では4月26日の週に全市町村の方にワクチンが配布されるということになっているんですけれども、果たしてそのとおりのワクチン量が来るかどうかはまだ不透明です。ですのでこれは、例えば、本町で100人分必要となったとしても、それはそのとおりに来ない可能性がありますので、いただいたワクチン量に基づいて、ワクチンの優先接種というところをまた考えていかなければいけないところが発生しています。国のスケジュールでいけば、今、医療従事者の方がスタートしているんですけれども、次に65歳以上の方の接種が始まりますが、これにつきましては、当初、65歳以上の方が、3月下旬からスタートとなっていたのが、今は4月にずれ込んでいます。更に今、ワクチンが来る量を考えますと、65歳以上の方が一斉にスタート出来ない可能性もございます。そこで今、5か町村の方で、ワクチン量の目安が決まったら公平に予約ができるように、年齢等ももしかしたら調整しながらいかなければいけないところで、今、準備を進めております。あと、接種券等につきましては、3月下旬までには当初発送するということになっていたんですけれども、今また、管内で打ち合わせをしまして、4月下旬からスタートするようであれば、もう少し時期を遅らせて4月頭ぐらいに皆さんのお手元に、65歳以上の方へ届くようにして、あまり早く送ってしまうとなくされたりして、不安になられることもあると思うので、そこにつきましては、少し時期を見定めて送る予定としております。まず、準備についてはそこまでです。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今、詳細にわたってご説明いただきましたけれども、スケジュールの関係も今触れておりましたけれど、町民の皆さんにとっては情報がやはり1番知りたいところだと思うんです。

気軽に相談できる窓口だとか、あるいはタイムリーに情報を提供するというので、当初の予定より、かなりずれ込んできているということで、これも新聞に今日出ましたけれど、4月から国から供給され

るということで、ただ、全体量が1万1000人分ということでかなり少ないんですね。そしてこれ、4月分は0.7%とか出ていましたけれど、どこにそのワクチンが行くのか、全く不透明だと思うんです。ですから、そういう部分も含めてですね、町民の皆さんも、非常に心配している部分があると思うんです。ですからその相談窓口、あるいはそのタイムリーな情報の提供ということについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）只今の質問に対してお答えさせていただきます。

やはり皆さん、接種されるという立場になりますと、どういうタイミングで、どういうところに、どういった方法で行ったら良いかということと、ワクチンについて、不安が出たときの相談窓口というのがやはり気になると思います。

まず、相談窓口につきましては、現在、国・道・市町村でそれぞれ相談機能を持つこととなっております、より高度になればなるほど、道・国という形になるんですけれども、まず、身近な町民の皆さまに対して本当に細かい「ワクチンは打ったらどうなるんだろうか」、「いつ行ったら良いんだろうか」という、そういう細かい内容につきましては、5か町村でまず相談機能というものを持つのもあるんですけれども、それより更に細かい相談窓口につきましては、市町村部門としては、ほけん課の保健係の方に専門職がいるので、そこである程度、国の方から市町村用相談窓口の教育の手引きというものが来ております。それで一定程度教育を踏んでから、相談窓口を開設するときには、皆さんがお困りにならないように対応する予定としております。

情報発信につきましては、今、医療機関等がきちんと整い次第、いつ、どのタイミングで、何人できるのかということが整いましたら、情報の発信の仕方はいろいろあると思うんですけれども、ホームページだけではお年寄りの方が見づらい、新聞だけでは新聞を取ってない方もいるということもいろいろありますので、わかったものがあり次第、ホームページ、広報、新聞折込、あとは接種券を送らせていただくときに、予約の仕方とか、かかり方等も折込む予定としておりますので、いろんな形でこれから発信していく予定としております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）本当に国の情報が少ない中で、大変ご苦労されていると思うんですけれども、いろんな課題もあると思うんです。例えば、先ほどお話ありましたけれど、かかりつけの医療機関がなかったらどうするんだとか、あるいは行くまでの手段、足がないだとか、色々突き詰めていくと、いろんな課題があると思うんです。あるいは、在宅でまったく表に出ていけないとか、いろんなケースがありますので、その辺もじっくり、今ここでどうこうしろという話ではないので、答弁いただかなくても良いんですけれども、やはりその辺を含めて、今後じっくり万全な体制で、大変でしょうけれども、万全な体制で対応してほしいと思います。

最後に、ワクチン接種については、いろんな個人差がありまして、接種自体については、私も相当感染予防ということで期待しているんですけれども、例えば副作用が心配だとか、様々な理由で、「受けた方が良いのか、どうしようかな」というそういう躊躇をされている住民の方もいると思います。ですから、その辺の接種を促すと言いますか、ワクチン接種を促すためのPR活動なども必要になってくるのではないかと思います。それで、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）只今の質問についてお答えさせていただきます。

この情報のことにつきましては、連日、本当にテレビとかいろんなところで「ワクチンを打った後の副反応がこういうものが出ました」とか、「打った後に腫れました」とか本当にショック症状のこととかいろんな情報があって、逆に不安になられる方もたくさんいらっしゃると思うんです。このワクチンというのは本当に正しい知識を持って打っていただきたいというものでもありますので、こちらにつきましては、なぜこのワクチンが必要なのか、このワクチンを打つことでどういう有効性があるのか、それからどれぐらい安全性があるのかということ、やはり皆さんにも知っていただかなければいけないというところで、今現在は、正直、その辺の情報発信が不足しているのはあるんですけど、先日、2月19日付けのものが直近だと思っておりますが、厚生労働省の方と首相官邸の方の合同で作成していただいている「新型コロナワクチンについて皆様知ってほしいこと」という、とても見やすい資料が出ておりました。こちらについては、ワクチンの有効性ですとか、副作用はどのぐらいあるのかとか、ワクチンの接種はどのような料金体系になっているのかとか、そういったものが書かれたわかりやすいパンフレットが出ておりましたので、そちらなんかも有効活用させていただいて、確かに国のホームページには載っているんですけど、皆さんのお手元に配って構わないものだったようなので、そういったものも使いながら、皆さんに正しい情報を伝えていきたいと考えております。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。3番・門脇議員。

○3番（門脇吉春）これから質問させていただきたいのは、コロナワクチンの接種ということで、今、いろいろと浜野参事の方から詳細に説明がありまして、内容的には本当に理解するものであります。

今も質問の中でちょっと一部出ておりましたけれども、かかりつけ医の関係でございます。ここの部分で、かかりつけ医のある方については安心して申込みができるわけですが、これを持たない住民の方については、やはり不安があると思うんです。そうすると、本当に私たちは、かかりつけ医がないということで、後回しにされるのではないかというような不安の声がちょっと出ております。そういう部分でちょっとありましたらお願いします。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）只今の質問についてお答えさせていただきます。

先ほどの質問で少し詳しく説明しきれなかった部分もあったんですけど、かかりつけ医の部分ですが、こちらにつきましては、今のご質問にありましたように、全然健康な方で、病院にもかからない方が行ったときに受付けてくれるのだろうかという不安は当然出ることだと思います。そちらにつきましても、今管内5か町村の会議の中で、やはり病院、かかりつけ医ではなくても、近い病院に行きたいという方もやはりいらっしゃると思うんです。そういった場合に、お医者様の方で、自分の病院にかかっていない方が来てもワクチン接種をしていただけるのだろうかというところについては、医師会をとおして相談をさせていただいたところ、「かかりつけ医でなくても、ワクチン接種は可能です」という回答をいただいておりますので、実際、ワクチンの予約等が始まる際には、その辺は心配なさらずに予約して構わないですということをお伝えしていきたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）3番・門脇議員。

○3番（門脇吉春）ありがとうございます。

本当に住民というのは、安心感といいますか、そういうものがありまして、接種も進んでいくと思います。

あと、不安な部分といたしましては、いろいろ話題となっている副反応ということで、本当にこれに関してはですね、住民の方も敏感になっております。この部分で接種後の状態観察ということをするわけですが、よく出ているアナフィラキシーや血管迷走の神経反射などの症状が出た場合の一定観察ということですね、本当にアナフィラキシーについては、エピペンなどが有効であるということでも出ておりますけれども、この部分の準備といいますか、体制といいますか、副反応が出たときにすぐ対応ができるというような内容で、北後志管内も15か所の医療機関が参加していただけるということでもありますので、どこにでもお願いした部分については対応できるのかという、この状況はいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）只今の質問についてお答えさせていただきます。

ワクチン接種は、やはり一定程度もしかしたら副反応が起きるかもしれないというところで、1番恐ろしいのが、今、ご質問のあったアナフィラキシーショックだと思われます。こちらの症状を素早く解決できるためには、接種後30分間程度、様子を見なければいけないという環境が必要になってきます。そういうこともありましたので、北後志5か町村の方では、集団接種の会場を持つよりも、安心した医療機関で、何かあったときにすぐ対応できるというところを優先に、原則、個別接種というところからスタートした経過があるんです。そちらの医療機関の選定の中で、やはりアナフィラキシーショックの対応ができるエピペンとか、救命処置用具等が確保できるというところを考えまして、今回、15医療機関の協力をいただけるというところで、そちらの医療機関につきましては、救急措置等の対応ができる医療機関となっておりますので心配はないかと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）3番・門脇議員。

○3番（門脇吉春）最後になりますけれども、答弁はいいですけど、本当に住民の方が安心して、コロナワクチンの接種を受ける。また、安心して生活できるという部分でもですね、先ほどもお話があった中にありますけれども、周知の徹底と言いますか、住民の方が安心していただけるような周知の徹底を進めていただきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（横関一雄）他にございませんか。2番・木村議員。

○2番（木村章生）今、接種の開始時期がどんどん遅れていっているということで、それは理解をしているんですけど、今後65歳以上の接種が来た後に、基礎疾患とかそういうのを持った人が次は順番で来ると思うんですけど、町としては、そういう基礎疾患とかそういうのはどのような調査と言いますか、確認をするのでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）只今の質問についてお答えさせていただきます。

基礎疾患を有する方というところの定義なんですけれども、今回、国の方でいろいろと優先接種対象者ということを決められた中に「基礎疾患を有する者」というものがありました。こちらの方につきましては、やはり新型コロナにかかると重症化しやすいというところで、高血圧の方ですとか糖尿病がある方、脳梗塞や心臓病がある方というところが、主な基礎疾患になるというところの対象者になるんですけども、国の方である程度、市町村で優先接種に係る65歳以上はだいたい何人ぐらいかとか、医療従

事者は何人ぐらいかという試算式というもので計算をしていただいているんですが、実際問題、基礎疾患のある方というところについては、国の方で設定はしているんですけども、掴みきれないというのが、どこの市町村も実態なんです。それでは、どういうところで基礎疾患が分かるのかということ突き詰めていくかということになるんですが、こちらのワクチン接種が始まったときにはですね、65歳以上の方にも基礎疾患がある方というのはもちろんいらっしゃいます。あと、そうではない方もいらっしゃるんですけども、基礎疾患のある方も打てますよという時期には、役場の方では把握出来ない数については、かかりつけ医に皆さん行っていただく形になるので、それは町外でも、かかりつけ医ということになります。なので、町外にかかる分については、基礎疾患のある方は医療機関にかかっても、それは可能ということですので、そこは自己申告、もしくはかかりつけ医で把握しているというところではしか押さえられないというのが現状です。ですから町としては、一応、国の試算式で基礎疾患を有する者というところで、20歳から64歳までの総人口の6.3%ということで、仁木町は、国の計算上では20歳から64歳の基礎疾患を有する方ということで203名ということではしか押さえ切れていないんです。更に詳しく調べるのであれば、いろいろ持っている情報等で調べることになるのですが、そこはなかなか拾いきれないところがあります。以上です。

○議長（横関一雄）2番・木村議員。

○2番（木村章生）自分もそう思うんですよ。

ですので、大変困難だとは思いますが、順序良くというか、早目にそういう情報を町として調べていた方が、情報として掴んでおいたほうが良いのではないかと思いますので、大変だとは思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）この方がどの病気という細かいところまでは、なかなか「あなたがその病気に当たるので早目に行ってください」とまでは個人を断定して情報とかをお伝えすることはなかなかいろんな兼ね合いがありまして、難しいところがあるんですけども、もし提供するとしたら、「このような持病をお持ちの方は、このタイミングから行っても大丈夫です」というアナウンスの仕方で、まず町民さんにはそうしていただいて、町の方としては、なるべく分かる範囲で調べていくということしかないと思うので、その辺ご理解していただけたらと思います。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』は、承認することに決定しました。

日程第7 議案第1号

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）

○議長（横関一雄）日程第7、議案第1号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5527万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1394万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は第3表 地方債補正による。令和3年3月5日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第1号、令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで、それぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計5527万5000円を減額し、補正後の歳入合計額を43億1394万8000円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出でございます。1款、議会費から13款、諸支出金までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計5527万5000円を減額し、補正後の歳出合計額を43億1394万8000円とするものでございます。

次に、5ページをご覧ください。第2表 債務負担行為補正、1. 追加でございます。地上デジタル放送施設敷地借上げのための債務負担行為は、稲穂峠上の国有林野を有償契約しているもので、期間は令和3年度から令和4年度までで限度額は1万円です。中段、テレビ中継局送受信施設敷及び地下埋設敷借上げのための債務負担行為につきましても、稲穂峠上の国有林野を有償契約しているもので、下段、記念碑用敷借上げのための債務負担行為につきましても、稲穂峠下の国有林野を有償契約しているもので、期間、限度額は、表に記載のとおりです。いずれの契約につきましても、以前より3年ごとに更新し、契約締結しているものでありますが、複数年の土地を借りる契約にはあらかじめ地方自治法第214条に基づく債務負担行為の設定、あるいは234条の3に基づく長期継続契約によることとなるため、同国有林野を管轄する石狩森林管理署と協議した結果、今回より、債務負担行為を設定することとしたものでございます。

次に、6ページをお開き願います。第3表 地方債補正、1. 追加でございます。緊急浚渫推進事業及び減収補填債につきましても、追加配分がありましたので、合計730万円を追加するものでございます。緊急浚

渫推進事業は、準要河川の銀山種川の浚渫で、減収補填債は、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常を上回る大幅な減収が見込まれる地方消費税交付金や地方揮発油譲与税の減収を補填する特別な地方債です。下段は、2. 変更でございます。事業費の確定に伴い、限度額を変更するものでございます。農業競争力強化基盤整備事業、橋りょう補修事業、下水道広域化推進総合事業につきまして、それぞれ限度額を変更するものでございます。

次に、7ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、8ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金は7156万4000円の増、地方債は250万円の減、その他財源は1352万9000円の減、一般財源は1億1081万円の減となっております。

次に、9ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税、1項、町民税につきましては、法人申告納税額増などにより83万5000円の追加でございます。2項、固定資産税につきましては、新築家屋及び償却資産の増加などにより630万4000円の追加でございます。3項、軽自動車税につきましては、収入見込みにより45万9000円の追加でございます。

次に、10ページをお開き願います。2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより147万8000円を減額するものでございます。

次に、11ページをご覧ください。7款、1項、地方消費税交付金につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響などにより416万2000円を減額するものでございます。

次に、12ページをお開き願います。14款、使用料及び手数料、1項、使用料につきましては、墓地使用料の増に伴い1万6000円の追加でございます。

次に、13ページをご覧ください。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金につきましては761万5000円の追加でございます。これは障害福祉サービス費の増及び子どものための教育・保育給付費の増に伴う国負担分の増によるものです。2項、国庫補助金につきましては6413万6000円の追加でございます。これは1目、総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の三次交付分の追加配分による増が主なもので、その他、個人番号カード交付事業費補助金の増以外は、各事業の確定及び確定見込みに伴う減でございます。3項、委託金につきましては10万8000円の追加で、中長期在留者居住地届出など事務費委託金の増によるものでございます。

次に、14ページをお開き願います。16款、道支出金、1項、道負担金につきましては380万7000円の追加でございます。これは障害福祉サービス費の増、及び子どものための教育・保育給付費の増に伴う道負担分の増によるものです。2項、道補助金につきましては410万2000円の減額でございます。各事業の確定及び確定見込みに伴う減です。

次に15ページをご覧ください。17款、財産収入、1項、財産運用収入につきましては、主に職員住宅貸付減による204万2000円の減額でございます。2項、財産売払収入につきましては、主に長沢西・長沢南の新幹線工事発生土受入地の立木売払の増によるもので1456万7000円の追加でございます。

次に、16ページをお開き願います。18款、1項、寄附金につきましては、一般寄附金の増によるもので108万円の追加でございます。

次に、17ページをご覧ください。19款．繰入金、1項．基金繰入金につきましては1億4505万1000円を減額するものでございます。これは、財源調整のため財政調整基金繰入金の減、ふるさと振興基金を活用して実施した事業の確定見込み、及び国臨時交付金への充当替えによる減、森林環境譲与税基金を活用して実施した事業の確定に伴う減によるものです。

次に、18ページをお開き願います。21款．諸収入、5項．雑入につきましては、北後志衛生施設組合負担金還付金などの雑入の増減及び宝くじ交付金収入の減、合わせて13万3000円を追加するものでございます。

次に、19ページをご覧ください。22款．町債につきましては、先ほど地方債補正で説明した分でございます。

続きまして、21ページをお開き願います。歳出でございます。1款．1項．議会費は331万7000円の減額でございます。常任委員会及び議会広報編集特別委員会の研修視察中止などによる支出見込減によるものです。

次に、23ページをお開き願います。2款．総務費、1項．総務管理費は977万円の減額でございます。主な補正は、職員手当の追加、25ページ、道職員人件費負担金の追加、街路灯設置費補助金の事業完了に伴う減、コピー使用料と下段、森林共済保険料の追加、26ページ、町有林事業委託料の入札による減、29ページ、仁木町定住促進住宅補助金の利用見込み減少による減、ふるさと振興基金積立金の追加などで、他はすべて支出見込減によるものです。2項．徴税費につきましては71万9000円の追加でございます。税制改正に伴うプログラムソフトのシステム改修費です。3項．戸籍住民登録費につきましては106万1000円の追加でございます。30ページ、個人番号カード関連事務交付金の追加以外はすべて支出見込減によるものです。5項．統計調査費につきましては13万円の減額でございます。国勢調査員報酬の支出完了に伴う減です。6項．監査委員費につきましては8万5000円の減額でございます。すべて支出見込減によるものです。

次に、32ページをお開き願います。3款．民生費、1項．社会福祉費につきましては805万1000円の追加でございます。33ページのシステム改修委託料は、税制改正に伴う追加、後志広域連合負担金は、居宅介護サービス計画費の増などに伴う追加、仁木町社会福祉協議会補助金は、居宅介護支援利用者の増加による事業収入増に伴う減、施設入所者扶助は養護老人ホーム入所見込みなどに伴う減、34ページ、障害福祉サービス費等扶助は利用者増による追加。医療費扶助は、重度心身障害者医療給付費の決算見込みによる減、プログラム修正費負担金は税制改正に伴う追加、35ページ、放課後児童クラブ委託料は、実績に基づく契約変更に伴う減、子どものための教育・保育給付費は、保育所利用児童の増に伴う追加、返還金は令和元年度国庫交付金の精算に伴う追加、これら以外はすべて支出見込みによる減です。

次に、37ページをお開き願います。4款．衛生費、1項．保健衛生費につきましては1522万5000円の減額でございます。このページの消耗品は、新型コロナウイルス感染症予防対策用マスクなどの執行残、38ページ、国民健康保険事業特別会計繰出金は、出産育児一時負担金及び地方単独事業による波及分の増減に伴う追加、39ページ、ごみ分別袋取扱報償は、取扱枚数増に伴う追加、40ページ、簡易水道事業特別会計繰出金は、入札による工事費減などに伴う減、これら以外はすべて支出見込みによる減です。

次に、41ページをご覧ください。6款．農林水産業費、1項．農業費につきましては227万2000円の減額でございます。このページの鳥獣被害防止捕獲活動支援補助金は、鹿駆除頭数増見込みに伴う追加で、これ以外はすべて支出見込みによる減です。43ページ、2項．林業費につきましてはすべて支出見込減によるもので17万円の減額でございます。

次に、45ページをお開き願います。7款、1項、商工費につきましては1046万7000円の減額でございます。46ページ、ワインツーリズム事業委託料は、新型コロナウイルス感染症の影響による循環バスの運行方法変更に伴う減、休業協力、感染リスク低減支援金及び商品券発行事業補助金は、事業完了に伴う執行残、これら以外の項目もすべて支出見込みによる減です。

次に、47ページをお開き願います。8款、土木費、1項、土木管理費につきましては執行残によるもので2万7000円の減額でございます。2項、道路橋りょう費につきましては1229万8000円の減額でございます。調査測量設計委託料及び維持補修工事請負費を含め、すべて入札及び見積り合わせによる減です。

次に、48ページをお開き願います。3項、河川費につきましては財源内訳の変更でございます。4項、住宅費につきましては147万9000円の減額でございます。維持補修工事請負費を含めて、すべて入札及び見積り合わせなどによる減です。

次に、49ページをご覧願います。9款、1項、消防費につきましては525万4000円の減額でございます。北後志消防組合負担金は、消防団の費用弁償や工事請負費の減などによるもので、これら以外の項目もすべて支出見込みによる減です。

次に、51ページをお開き願います。10款、教育費、1項、教育総務費につきましては161万3000円の減額でございます。このページの職員手当などの追加以外はすべて支出見込減によるものです。

次に、52ページをお開き願います。2項、小学校費につきましては、すべて支出見込減によるもので29万6000円の減額でございます。

次に、53ページをご覧願います。3項、中学校費につきましては、すべて支出見込減によるもので24万3000円の減額でございます。

次に、54ページをお開き願います。4項、社会教育費につきましては、すべて支出見込減によるもので152万6000円の減額でございます。

次に、57ページをお開き願います。5項、保健体育費につきましては、すべて支出見込減によるもので73万9000円の減額でございます。

次に、60ページをお開き願います。13款、諸支出金、1項、基金費につきましては、土地開発基金積立金1000円の追加でございます。61ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩　　午前10時35分

再 開　　午前10時50分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前に令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは1点だけちょっと質問させていただきます。

予算書の35ページ、3款、民生費、この中の12節、委託料の中の子育て支援拠点施設建設事業の関連でお伺いしますが、今年度、用地確定、測量が完了したということで、また、補償費の算定委託業務についても完了したことと思っておりますけれども、令和2年度の事業のスケジュール、整備スケジュールを見ます

と、令和2年度は基本設計と用地交渉ということになりますけれども、この測量も終わり、算定も終わったということなので、用地交渉に関する部分、地権者調整については、現在、年度末でありますし、どんな状況なのか説明願います。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）子育て支援拠点施設の用地交渉の状況なんですけれども、購入予定地の補償費がですね、12月の中旬に委託業者から提出されましたので、地権者の税額控除のために、1月6日に小樽税務署へ相談に行っております。その中で今回建設する施設につきましては保育所以外の機能があるということで、土地収用法による事業認定を受けなければならないとの説明を受けました。事業認定については今度は北海道の方になりますので、1月13日に道庁へ事業認定の相談に行っております。その後、1月28日にそのような情報を踏まえて、地権者の方へ今後の事業認定完了後に税務署へ控除の事前相談を行いまして、5月中旬に買取りの申し出を実施する予定との説明をしております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっと最後の方が聞こえなかったんですけど、一応、税の控除の関係だと思うんですけど、それで税務署の方へ出向かれて、補償費の算定を終えて金額が出たということで、そのことで、おそらく税務署の方へご相談に行ったかと思います。それが12月の末ということでお話がありましたけれど、この認定については、保育所だけであれば、これは認定を受けなくても、税の控除を受けられるということで、その他の色々な附帯した子どもセンターですとか、いろいろなものを付帯して、複合施設になりますので、そのために事業認定が必要になった。それで道の方に事業認定の申請をしたということで、それが1月13日ですか、ちょっと聞こえなかったんですけど、それで申請をして、この認可が上がってくる予定というのはいつ頃になるんでしょうか。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）1月13日に道の方へ行って、事業認定の申請の方法を相談させていただいています。ですからまだ事業認定の申請書を作成している最中で、今、面積だとかいろいろな話をしている中で、なぜこの土地が必要なのかということで、道の方といろいろ調整している状況でありますので、今月中ぐらいに事業認定の申請書を出していきたいというふうに考えているところです。そこから道の方で事業認定の申請許可がおりるのがですね、認定を出してから1か月から1か月半ぐらいかかると言われていますので、その後、控除の関係で、土地の購入申込書の話在地権者の方と最終的に金額を詰めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それであれば、今年度中の交渉成立には至らないということですね。今の話ですと、おそらく事業認定されて、それが北海道の方からおりてくるのが、だいたい4月に入ってしまうということですね。ですから、今の話では4月一杯ぐらいには事業認定を受けられるのかなと思います。そうであれば、それ以降に正式に地権者との調整に入るといようなことの判断でよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）予定では、今申し上げたとおり、買取りの申し出自体が5月中・下旬にはできると思っておりますので、ですからそれぐらいまでには事業認定も許可がオッケー出ていますということで、動き出したいと思っております。その後はですね、12月ぐらいを目途に買取証明書の方を提出して、控除の

申請を今度は地権者さんがしていただくという流れになっていくものです。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第1号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号

令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（横関一雄）日程第8、議案第2号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号でございます。

令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）。令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ619万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1174万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和3年3月5日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第2号、令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金及び6款、諸収入を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計619万9000円を減額し、補正後の歳入合計額を2億1174万6000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費及び2款、保健施設費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計619万9000円を減額し、補正後の歳出合計額を2億1174万6000円とするものでございます。

次に、3ページをご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保

険税から7款、国庫支出金まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源が150万円の減、一般財源が469万9000円の減でございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては39万3000円の増額でございます。2項、基金繰入金につきましては509万2000円の減額でございます。

次に、6ページをお開き願います。6款、諸収入、4項、受託事業収入につきましては150万円の減額でございます。後志広域連合からの特定健康診査など受託料の減でございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費につきましては、後志広域連合分賦金の決定により469万9000円を減額するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。2款、保健施設費、1項、特定健康審査等事業費につきましては、短期人間ドック委託料、特定健康診査委託料の執行見込みにより150万円を減額するものでございます。以上で国民健康保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号

令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第9、議案第3号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号、令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ945万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億806万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご

との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。令和3年3月5日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第3号、令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款. 繰入金、5款. 諸収入、及び6款. 町債を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計945万7000円を減額し、補正後の歳入合計額を4億806万2000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費及び2款. 施設費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計945万7000円を減額し、補正後の歳出合計額を4億806万2000円とするものでございます。

次に、3ページをご覧願います。第2表 債務負担行為でございます。水道管理設敷借上げのための債務負担行為は、然別のJR敷地を有償契約しているもので、期間は令和3年度から令和4年度までとなっているものです。限度額は6000円です。この契約につきましては以前より3年毎に更新し、契約締結しているものでありますが、複数年の土地を借りる契約にはあらかじめ地方自治法第214条に基づく債務負担行為の設定、あるいは234条の3に基づく長期継続契約によることとなることから、一般会計同様に、今回より債務負担行為の設定をすることとしたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。第3表 地方債補正、1. 変更でございます。配水管整備事業大江地区の事業費確定に伴い、起債限度額を1億730万円から1億750万円に変更するものでございます。

続きまして、5ページをご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 使用料及び手数料から6款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費から4款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、地方債が20万円の増、その他財源が21万7000円の増、一般財源が987万4000円の減でございます。

次に、7ページをお開き願います。歳入でございます。3款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金につきましては987万4000円の減額でございます。

次に、8ページ。5款. 諸収入、3項. 雑入につきましては、水道管移設工事補償金の確定により21万7000円を増額するものでございます。

次に、9ページ。6款. 1項. 町債につきましては、4ページの地方債補正で説明したとおり20万円の増額でございます。

次に、11ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費につきましては178万7000円の減額でございます。11節. 役務費、火災保険料から14節. 工事請負費まで、すべて執行残による減額でございます。

次に、13ページ、2款、1項、施設費につきましては767万円の減額でございます。12節、委託料及び14節、工事請負費はすべて配水管整備事業の事業費の確定による減額でございます。以上で令和2年度簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 行政と予算案の大綱等

令和3年度仁木町行政と予算案の大綱

令和3年度仁木町教育行政執行方針

○議長（横関一雄）日程第10、行政と予算案の大綱等『令和3年度仁木町行政と予算案の大綱』、『令和3年度仁木町教育行政執行方針』を議題とします。

はじめに、令和3年度仁木町行政と予算案の大綱について、発言を許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、令和3年度仁木町行政と予算案の大綱について述べさせていただきます。

1. 町政執行について。

令和3年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、令和3年度仁木町行政と予算案の大綱について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、不幸にしてお亡くなりになりました方々のご冥福と罹患された方々の一日も早いご快癒をお祈り申し上げますとともに、医療現場の最前線で日夜懸命にご奮闘、ご尽力いただいている医療関係者の皆さまに衷心より敬意と感謝を申し上げます。いまだ感染拡大の終息が見通せない状況にある中でありますが、現在、ワクチン接種や感染拡大防止に向けた様々な取組により、国民の生命や健康を損なうリスクと医療機関への負担の軽減に加え、社会経済の安定につながることを期待するとともに、一日も早くこの事態が終息し、平穏な生活を取り戻せることを願うところであります。

さて、平成29年5月に、多くの町民の皆さまのご支援をいただき、町長として2期目の職に就任しましてから、間もなく4年の歳月が経過しようとしております。この間、希望にあふれる人づくり、

まちづくりの実現に向けた強い決意を胸に、ワイン産業の育成、子育て世代への支援、予約制バスの運行、新規就農者の育成・確保を始め、地方創生を着実に推進したほか、近年、各地で頻発している自然災害から町民を守るため防災計画の見直しや避難所の速やかな開設、快適な生活環境の確保に向けた資材の導入など、防災・減災機能の強化等、多くの課題に対し正面から向き合い、町政を運営してまいりました。今日に至るまで、町長としての重責を務めることができましたのも、ひとえに町民の皆さま、議員の皆さまのご理解とご協力の賜物と心から感謝申し上げます。令和3年度からは、令和12年度までの10年間を計画期間とする「第6期仁木町総合計画」をスタートさせることとなります。新たな総合計画では、10年後の町の将来像として、「果実とやすらぎの里・仁木町 魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にすまち」を目指すこととしており、「すべては未来の子どもたちのために」を将来像に込めた想いとしております。とりわけ、人口減少問題への対応などが喫緊の課題となっている中、地域づくりの主体である町民の皆さまと町が、この将来像を共有し、その実現に向けて、互いに連携を深め、力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。それでは、令和3年度仁木町一般会計を始め、3特別会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をいただくに当たり、本年度の行政と予算案の大綱について申し上げます。

本年1月18日に閣議決定された「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」による本年度の我が国経済の見通しでは、総合経済対策を円滑かつ着実に実施することなどにより、年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれるものの、引き続き感染症が内外経済を下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響を懸念しています。このような状況の下、決してデフレには戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜き、その上で「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、デジタル改革やグリーン社会の実現などの新たな目標について、規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現するとされています。

本町の財政状況は、令和元年度決算の財政健全化を示す健全化判断比率につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化判断基準を下回っている状態であるものの、地方交付税など他に依存する財源が歳入全体の多くを占めるといった財政基盤の脆弱さは、財政運営上の大きな懸念要因となってまいります。今後も、町債や基金の適切な管理によって将来世代へ過度な負担を残さない、将来を見据えバランスがとれた健全な財政基盤を堅持してまいります。

2. 令和3年度予算について。

一般会計の歳入では、町税につきましては、町民税は、新型コロナウイルス感染症の影響による所得減による減収を見込み、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税等を合わせた町税全体では、前年度対比200万4000円減の3億2055万5000円を予算計上しております。地方交付税につきましては、普通交付税で16億5000万円を見込み、特別交付税を加えた地方交付税全体では、前年度対比1500万円増の17億9000万円を見込んでおります。地方債につきましては、（仮称）子育て支援拠点施設建設事業、道路改良舗装整備事業、過疎対策事業債ソフト分等、それに臨時財政対策債を合わせた3億6260万円を予算計上しております。また、地方譲与税や各交付金におきましては、制度改正や消費動向などに影響され、推計が非常に難しい状況にあります。前年度の実績や地方財政計画などを推計し、予算

計上したところであります。基金からの繰入れにつきましては、定住促進住宅補助金、合併処理浄化槽設置補助金、農業基盤整備促進事業、乳幼児医療費助成事業の総合戦略関連事業などは、ふるさと振興基金1億185万9000円を、森林経営管理事業は、森林環境譲与税基金183万3000円を活用し、事業を推進することとしております。これら歳入の状況から、財源の不足分につきましては、財政調整基金1億8435万3000円を取り崩し、繰入れを行っております。一方、歳出につきましては、人件費や物件費、扶助費などの義務的経費がかさむ中、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の重点的かつ効率的な配分に努めるとともに、人口減少の克服や子育て支援、地域振興など、仁木町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略の推進に重点をおいた予算編成を行ったところであります。

予算規模。一般会計、総額、38億850万1000円、前年度対比1億9337万2000円、5.3%の増。国民健康保険事業特別会計、総額1億8437万4000円、前年度対比2275万4000円、11.0%の減。簡易水道事業特別会計、総額4億6298万5000円、前年度対比4537万円、10.9%の増。後期高齢者医療特別会計、総額7522万4000円、前年度対比581万4000円、8.4%の増。4会計予算の合計は、総額45億3108万4000円となり、前年度対比で2億2180万2000円、5.1%の増となっております。

3. 令和3年度の施策について、～町民に健康と安心を～。

少子高齢化の急速な進行や核家族化などにより、社会構造が大きく変化している中であって、全ての町民が家庭や地域の中で、健康で自立した日常生活を営み、明るく安心して暮らせるよう、「共に支え、共に生きる福祉コミュニティづくり」の実現を目指し、令和3年度から新たにスタートする「第3期仁木町地域福祉計画」に沿った取組を進めてまいります。また、地域福祉の向上のため、地域の実情に応じた様々な事業を担っている仁木町社会福祉協議会、各町内会や民生委員・児童委員と連携を密にしながら、生活困窮者やひとり親家庭、障がいをお持ちの方や高齢者など、それぞれの生活を見守り、支えていく取組を進めてまいります。

本町の高齢化率が40%を超えている中、認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らしを続けることができるよう、認知症初期集中支援推進事業により設置している「認知症初期集中支援チーム」の活動を通じて、早期診断・早期対応に向けた支援を実施してまいります。介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、介護予防・生活支援事業による訪問型サービス・通所型サービスの実施や、一般介護予防事業により高齢者が要介護状態となることを防ぎ、地域において自立した日常生活を送るため「通所型短期集中予防サービス運動教室」を実施してまいります。また、高齢者の認知機能・運動機能の向上を目的に、リハビリ専門職の指導の下、認知症カフェの機能も取り入れた「リハカフェ」を充実させ、介護予防と認知症対策を一体的に支援してまいります。さらに、要支援・要介護状態になるおそれのある方を把握し、包括的かつ効率的に適切なサービスの提供を推進するほか、町内の社会福祉法人と連携を図りながら、町独自のサービスである地域支援事業及び生活支援事業を実施してまいります。令和3年2月に策定された第8期後志広域連合介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）は、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを、2025年（令和7年）を目標として段階的に構築することとしております。このため高齢者の個別ケースの検討を通じて、地域課題の把握や社会基盤整備を目的に、行政のみならず地域と連携した地域ケア会議を開催してまいります。また、地域の住民同士による互助の

生活支援・介護予防サービスの提供体制を整えるため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体を中心となり、地域の支援ニーズの把握や関係者のネットワーク化に向けた取組を、生活支援体制整備の一環として、推進してまいります。

障がい者への支援につきましては、障害者差別解消法や障害者総合支援法に基づく合理的配慮や障害福祉サービスに加え、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情や実態に応じた地域生活支援事業を実施してまいります。また、近年、身体障がいに関する相談に加え、児童の発達相談、社会参加や就労が困難な方に関する相談が増加しております。特に、児童の発達障がいなど専門知識が必要な事案が増えていることから、北後志5町村の基幹相談支援センターとなっている「しりべし圏域総合支援センター」に加え、町内事業所に相談事業を委託し、相談体制の充実を図るとともに、発達に特別な配慮を必要とする子どもとその家族の個別の相談に応じることができるよう、北後志母子通園センターを拠点に早期療育事業の充実に努めてまいります。

子育てをめぐる様々な課題への対応として、「第2期仁木町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもと家庭と地域で育むやすらぎの里」を基本理念に、地域のみなが子育てを通じて優しいつながりを持ち、喜びに満ちた生活の中で、安心して子育てができる地域社会を築いてまいります。また、新たな子育て支援の拠点施設の整備につきましては、令和元年度に策定した「(仮称)仁木町子育て支援拠点施設整備構想」に基づき、建設事業を推進しているところであり、本年度につきましては、実施設計等を実施いたします。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が全面実施されたところですが、町の独自削減として平成29年度から実施している仁木町多子世帯の保育料軽減支援事業を継続し、子育て世代の負担を軽減させるため、国の無償化の対象とならない保育所等を利用する第2子以降の保育料を無償化するとともに、ひとり親家庭に対しては、本年度も保育奨励金を支給する子育て支援推進事業を継続してまいります。また、第3子以降の出産に対して出産祝金を贈る事業を引き続き実施し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、子育て世代への経済的な支援の充実を図ってまいります。社会福祉法人 よいち福祉会 にき保育園では、私立の認可保育所としての特色を発揮し、ダンスやスキーを取り入れた情操教育や多様な子育てニーズに対応した延長保育及び一時預かりの実施、障がいのある児童の保育にも取り組んでいるところですが、今後も密接な連携の下、保育サービスの充実に努めてまいります。また、同法人が開設している地域子育て支援拠点「おおきな木」は、子育ての孤立感・負担感の解消を目的に地域の子育て中の親子の交流促進、育児相談などを実施しているところですが、より多くの利用が図られるよう一層の周知に努めるほか、必要な支援を行ってまいります。さらには、一時的に養育を必要とする児童を安心して預けることができるよう、本年度も児童養護施設 櫻ヶ丘学園において、仁木町子育て支援短期利用事業を実施してまいります。大江、銀山の両へき地保育所につきましては、指定管理者制度を活用し保護者のニーズに即した効率的な運営管理とし、地域に根ざした保育所としての特色を活かし、地域が必要とする保育サービスを提供してまいります。日中、保護者のいない家庭の児童に適切な生活の場を提供するため、放課後児童クラブを仁木地区と銀山地区に開設し、子どもの健全な育成を推進するとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。なお、利用する児童が増加している仁木地区につきましては、施設の確保が難しく、児童の安全を確保するため、昨年同様、小学3年生までの受入れとしましたので、ご理解願います。

町民の皆さまが心身ともに健康で豊かな生活を送ることを目指し、令和3年度からの10年間を期間とする「第3期仁木町健康づくり計画」がスタートします。各世代別の生活習慣病予防に視点をおき、推進してまいります。また、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身に付け、心身の健康づくりに取り組んでいただくため、各種がん検診等の実施や、保健師及び管理栄養士による健康教育・栄養指導、健康運動指導士による健康運動教室、町内の内科医による生活習慣病予防に関する講話などを通じ、健康の増進に努めてまいります。

総合戦略の「結婚・妊娠・出産に対する支援プロジェクト」に基づき、北海道特定不妊治療費助成事業を補完する不妊治療に対する助成を実施してまいります。また、新生児聴覚検査費の一部助成、産婦健診費用の助成、妊婦健診、乳幼児健診、離乳食教室及び助産師等の専門職を活用した母親学級、産後ケア教室、訪問活動を引き続き実施するとともに、妊娠、出産、子育てに関する切れ目ない相談体制の強化を図ってまいります。さらには、近年、発達障がい等で、子育てに悩む家庭が増加していることから、臨床心理士による月1回の発達相談を継続して実施してまいります。

精神保健では、在宅の精神障がい者の社会復帰を図ることを目的に、社会復帰学級を開催するとともに、引きこもり等で社会に適応することが困難な方の相談体制を拡充してまいります。また、自分の権利を表明することが困難な認知症高齢者や知的障がい、精神的疾病などにより判断能力が十分ではない方々の権利や財産を守るため、小樽・北しりべし成年後見センターと連携し、成年後見制度により法律的に保護・支援をしてまいります。

世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き医療機関等との密接な連携の下、安全なワクチン接種体制を提供していくとともに、正しい知識の普及や感染拡大を抑えるための環境整備など、予防体制の充実と強化に努めてまいります。併せて、予防接種法に基づくBCG、四種混合、日本脳炎など乳幼児の各種予防接種のほか、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌に対する予防接種の助成を引き続き実施するなど、感染症対策に努めてまいります。

乳幼児期からの歯科保健対策に併せ、学齢期の虫歯予防対策として全ての小・中学校及び保育所において、フッ化物洗口を実施してまいります。また、ピロリ菌の早期発見・除菌による、将来の胃がん等の発症を予防することを目的に、ピロリ菌対策事業により中学2年生の段階で、希望者を対象に検査から治療に至るまでの費用を全額負担してまいります。

国民健康保険事業は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、北海道が国保運営における中心的な役割を担っております。本町では、後志広域連合に北海道納付金を含めた分賦金を支払う形となりますが、令和3年度分として、前年度対比約3000万円減の分賦金予算額が示されたこと及び国保財政調整基金残高が1億円を超えることを踏まえ、国民健康保険税額を平均15.8%引き下げ、被保険者の負担軽減を図ってまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、保険料の徴収、被保険者証の交付、各種届出・申請書の受付などの業務を引き続き行ってまいります。また、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者に対し、健康増進を支援する特定健診・特定保健指導、胃がん・子宮がん検診等への一部補助や短期人間ドック事業を引き続き実施し、新たに後期高齢者歯科健診を実施してまいります。

北海道医療給付事業であります、重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等の各医療給付につきましては、総合戦略の「子育て世代の経済的支援プロジェクト」として、中学生までの入通院を対

象とした乳幼児等医療費助成を引き続き実施するほか、それぞれの医療給付制度に町単独給付を上乗せし、実施してまいります。町民の皆さまが安心して暮らしていくため、町内の民間医療機関と連携した一次医療体制、北しりべし定住自立圏における広域連携による二次医療体制及び救急医療体制を維持していくとともに、課題となっている産婦人科体制等の周産期医療体制の確保につきましては、北後志6市町村、北海道及び関係医療機関で設置している「北後志周産期医療協議会」での決定事項に基づき、本町も応分の財政支援を行ってまいります。

近年頻発している自然災害に対しては、防災行政無線を活用して気象情報や警戒情報などの注意喚起を行うとともに、北後志消防組合仁木支署と協力し、本年4月に配布を予定している「防災ガイドマップ」を活用した取組など、総合的かつ計画的な防災・減災に努めてまいります。また、国及び北海道による原子力防災計画等の修正を踏まえ、感染症対策を盛り込んだ地域防災計画の見直しを継続するとともに、原子力防災対策費補助金を活用して、資機材や食料品のほか、長期的な避難にも対応できるよう、折り畳み式簡易ベッドやエアーマットなどの整備を行ってまいります。さらには、指定避難所である町民センターを含む庁舎等複合施設、大江コミュニティセンター及び大江へき地保育所に公衆無線LAN（Wi-Fi）を設置し、防災拠点及び避難所としての機能強化を図ってまいります。仁木町地域防災訓練及び北海道原子力防災訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況を見極めながら継続して取り組み、災害対策に関する理解を深め、防災意識の高揚を図ってまいります。余市川の水害対策につきましては、固定式大型排水ポンプ4台、移動式大型排水ポンプ5台を配備し対応しているところではありますが、老朽化した移動式大型排水ポンプ1台を更新し、冠水被害防止に努めてまいります。

町民皆さまの生命、身体及び財産を守ることは消防活動の使命であり、消防体制及び消防団の充実並びに防災意識の向上に努めております。現在、仁木支署では、複雑化する消防活動及び高度化する救急救命技能の維持・向上に向けた研修の強化並びに異常気象やレジャーの多様化に伴う山岳・水難事故等に対応できる資機材の整備及び訓練を行っております。新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止資機材やオゾン発生器を整備し、隊員の感染や感染拡大防止に努め、今後の状況を注視し必要な対策を講じてまいります。仁木消防団につきましては、消防団員の確保が困難な情勢の中、本年2月1日現在では、男性団員80名、女性団員18名の合計98名が地域防災を担っており、教育訓練や実地訓練により更なる知識や技術の向上に励み、献身的かつ奉仕的に活動してまいります。また、住宅用火災警報器の設置や更新に関する広報を継続し、訓練用消火器を活用した初期消火訓練により火災被害の軽減を図るとともに、救急救命講習により応急手当の普及拡大に努めてまいります。今後においても仁木支署と仁木消防団との連携を強化し、緊密な情報交換を行い、迅速な消防活動により町民の安全・安心を確保してまいります。

交通安全対策につきましては、令和元年7月から続いている「交通死亡事故ゼロの日」が、昨年12月3日で500日を達成しております。町内での事故発生件数は減少傾向にあるとはいえ、後志自動車道開通に伴う交通状況の変化も踏まえ、旗の波運動や交通安全指導員を中心とした飲酒運転根絶見回り隊による啓発活動などを継続して実施するとともに、チャイルドシート購入に対する助成や運転免許証自主返納に係る助成も継続し、交通安全に関する教育・普及啓発活動に取り組んでまいります。また、犯罪防止に大きな役割を担っている防犯灯や街路灯につきましては、環境への配慮や電気料削減

のため、引き続きLED化を推進し、仁木町街路灯設置費等補助金交付規則に基づき、助成してまいります。有害鳥獣対策では、仁木町鳥獣被害対策実施隊、北海道猟友会仁木支部の協力をいただきながらエゾシカ、熊の駆除を引き続き実施してまいります。また、農作物に被害を受けている方のアイグマ用箱わな、鹿用くくりわな、鹿の進入防止柵の購入に対する支援や狩猟免許取得への補助にも引き続き取り組むほか、新たに鹿用音響・発光忌避機材の導入に対する支援を行うなど、取組を強化してまいります。

～町民に質の高い教育を～。

教育における地域課題やあるべき姿を共有し、効果的に教育行政を推進するため、総合教育会議において教育・学術及び文化の振興、児童・生徒の安全対策などの協議を進めるとともに、仁木町教育大綱に基づき、教育委員会や関係機関と意思疎通を図り、「いつまでも・いつでも学べる町」の実現に向け、子どもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めてまいります。

～町民に生活の潤いを～。

生活や産業の基盤であります道路や水道の整備及び適切な維持管理、河川の適切な維持管理を通じ、町民の安全・安心で快適な生活を守るという使命を確実に果たせるよう取り組んでまいります。

道路整備事業につきましては、北町1丁目の町道北町公園前2号線及び北町公園前3号線の改良舗装工事（延長247m）を実施し、利便性の向上を図ってまいります。橋りょう補修事業では、橋りょうの長寿命化を図るため、年次計画に基づき老朽化が著しい「創生橋」及び「第2得志内橋」の補修工事を実施するとともに、法令で定められた近接目視点検を32橋実施してまいります。町道の維持管理につきましては、交通安全確保のため、定期的にパトロールし、路肩等の草刈り、路面補修などを実施してまいります。除排雪事業では、冬期間の生活道路を確保するため、町道の除雪延長89Km（車道132路線、歩道9路線）の除雪を委託業務により実施するとともに、道路幅員確保のため排雪業務を実施してまいります。また、個人が管理する私有道路の除雪に対して補助金を交付してまいります。仁木町堆雪場につきましては、これまで余市川河川敷地を使用しておりましたが、余市川の河川改修工事により使用許可が得られないこと、洗堀の影響により堆雪面積が少なくなっているなど、持続的に使用できる新たな堆雪場の確保が必要となってきたことから、新たな用地の確保に向けた用地確定測量及び補償物件調査を実施してまいります。

後志自動車道余市・小樽間の開通により、観光振興や産業振興のみならず、私たちの日常生活においても、その便利さを実感しているところであります。接続する倶知安・余市間の高規格道路につきましては、本年度は南町から大江地区にかけて約1.2Kmの（仮称）仁木トンネル掘削工事が予定されています。また、北海道新幹線工事においても、二ツ森トンネル（尾根内工区）の本坑掘削工事が進められ、本年2月1日現在でトンネル延長4615mのうち1819m（掘削率39.4%）まで掘削工事が進んでいると伺っております。新幹線工事に伴うトンネル発生土の受入地につきましては、長沢地区の住民の皆さまのご理解、ご協力により、本年度から長沢地区町有地への搬入が開始されることとなっています。今後におきましても、地域の皆さまに情報をお伝えしながら両事業が円滑に進められるよう対応してまいります。

河川の維持管理につきましては、引き続き、緊急浚渫推進事業を進めることとし、本年度は、砥の川（延長2000m）・角の川（延長1900m）・ドロ川（延長1610m）の河川掘削及び河川内の伐木工事を

実施してまいります。また、ほかの河川においても河川災害の発生防止に向け、河川掘削や護岸保護に努めてまいります。

公共交通を確保することは、町民の皆さまの日々の生活に直結する重要な課題であると捉えております。町予約制バス（ニキバス）につきましては、引き続き町民の皆さまから意見や要望を伺いながら、新たな路線の確保を検討するとともに、より利用しやすく持続可能な交通体系の確立に向けて取り組んでまいります。

本町のデジタル化を進める上で懸案となっていた光回線の未整備地区の解消につきましては、総務省の「高度無線環境整備推進事業」を活用し、民設民営により町内全域に整備することといたしました。本格的な工事は、本年度から着手予定と伺っておりますが、地域住民の皆さまからの強い要望でもあり、今後の生活、産業の中心をなすものとして、重要な基盤になるものと考えております。整備後においても、町全体における有効活用が図られるよう事業者と協力し、事業の着実な推進に協力してまいります。

町営住宅等事業につきましては、「仁木町営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度は、さわやか4及びかがやき8バルコニー改修工事を実施するとともに、年次計画に基づくガス警報器の更新を進めてまいります。

水道事業につきましては、引き続き大江地区の配水管整備事業を進めてまいります。本年度は、大江1丁目から2丁目までの国道5号沿い水道本管布設替工事（延長3503m）及び町道大江2号線外1路線の水道本管布設替工事（延長828m）を実施してまいります。また、新然別浄水場を始めとする各水道施設の機械・電気設備につきましても、各種ポンプの交換等、計画的な更新を進めてまいります。人口3万人未満の簡易水道事業においては、令和5年度までに、現在の官庁会計から地方公営企業法を適用した公営企業会計に移行することが必要となっているため、本年度から着手することとし、基本方針策定及び固定資産台帳整備を実施いたします。今後におきましても、町民の皆さまに安全・安心な水道水の安定的な供給に努めてまいります。

環境対策につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、町内の個人設置・個人管理による合併処理浄化槽の設置に係る助成事業を継続し、快適で衛生的な生活環境の確保を図ってまいります。また、北後志衛生施設組合のし尿処理施設である「北後志衛生センターし尿処理施設」の更新について、構成町村とともに余市下水処理場で受入れ処理する下水道広域化推進総合事業を進めてまいります。家庭から排出される「燃やせるごみ」につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合が運営する施設で焼却し、「燃やせないごみ」は、回収後再分別を行い仁木町クリーンセンターに埋め立てております。町民の皆さまには、分別収集やリサイクル資源の適正処理に協力をいただき、ごみの減量化が図られているところではありますが、今後におきましても、更なる減量化と資源化の推進に向け、町民意識の醸成を図るとともに、クリーンセンターの延命化に努めてまいります。また、本年度も粗大ごみをクリーンセンターへ自己搬入することが困難な方のために訪問収集を2回実施するとともに、日頃のごみ出しに困っている一人暮らしの高齢者や障がいをお持ちの方には、声かけによる安否の確認を行いながら個別に訪問収集する「ふれあい収集」を引き続き実施してまいります。

余市町、赤井川村とともに例年5月に実施しております余市川クリーンアップ作戦は、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度は中止となりましたが、引き続き余市川環境保全への意識高揚に

努めてまいります。

～町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を～。

昨年の仁木町農業を振り返りますと、低温と高温を交互に繰り返し寒暖の差が大きく推移したものの、台風による大きな被害もなく、総じて良好な年でありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外国人技能実習生が入国できないことによる労働力不足や外食用需要の減少による販売価格の低下、観光農園やワイナリーへの来場者の減少など農業分野においても大きな影響をもたらしています。このことから、新たな労働力の確保や国の支援制度の円滑な活用に向け、ホームページ等を活用し情報提供に努め、関係機関、団体と連携し取り組んでまいります。農業従事者の減少や高齢化、後継者不足が顕在化していることから、新規就農の育成確保に向け仁木町新規就農受入協議会が中心となり、各種施策や取組を進めてまいります。本年度は3名の農業研修生を受入れるほか、昨年研修した3組が就農することから、定着に向けて関係機関、団体が連携し支援を実施するほか、生産基盤となるパイプハウスの新設に対し引き続き支援してまいります。ブランド産地確立対策では、新おたる農業協同組合が実施する仁木町産農産物のプロモーション活動、ブランド産地化に向けた支援に引き続き取り組んでまいります。特に、昨年「La La Shine（ラ・ラ・シャイン）」としてデビューし注目を集めた生食用ぶどう「シャインマスカット」の更なるブランド化に向け、生産者団体及び関係機関と連携した取組に積極的に参加してまいります。

農業・農村が有する多面的機能が維持・発揮されるとともに地域全体で担い手を支えるため、農業者等で構成される活動組織が行う取組には、国の多面的機能支払交付金を活用し支援を継続してまいります。水稻の低コスト生産や省力化のため畦畔除去による水田の区画拡大など農業者自らが施工する簡易な基盤整備への支援を、町の単独事業で引き続き実施してまいります。農業用水を今後も安定的に確保するために、余市川土地改良区が行う改修事業に対し支援を継続してまいります。本年度は、道営事業において実施する仁木頭首工及び長沢頭首工の改修工事、土地改良施設維持管理適正化事業において実施する東町支線水路の改修工事及び前馬群別揚水機場の補修にも支援してまいります。また、水田農業につきましては、仁木町地域農業再生協議会を中心に国の交付金を活用し、転作作物のそばや飼料用米、加工用米、輸出用米への支援を継続し、米の需給が厳しくなっている中、水田農業の経営の安定化に取り組んでまいります。農業の健全な発展を図るとともに、農地などの国土資源の合理的な利用に寄与することを目的に策定している農業振興地域整備計画につきましては、法律に基づいた基礎調査を行い、その結果に基づき仁木町農業振興地域整備計画を変更してまいります。

森林環境の保全につきましては、国から交付されている森林環境譲与税交付金を活用し、森林経営管理制度に基づく意向調査を実施するとともに、森林作業道整備や造林地の下刈の支援に取り組んでまいります。今後も、異常気象の頻発、農業のグローバル化、産地間競争の激化、さらには労働力不足が深刻となっている中、時代の変化に柔軟に対応し持続可能な仁木町農業の確立を目指し、農業者はもとより町民の皆さまと力を合わせ全力で取り組んでまいります。

未だに終息の時期が見えない新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の商工業者は依然として厳しい経営環境におかれております。このような中、経営の継続、経営合理化、事業の円滑化を支援するため、北海道の融資等を受ける資金の保証料に対する助成を引き続き行うとともに、経営指導や各種相談業務を行い町内商工業者の健全育成にあたっている仁木町商工会に対する助成も継続して

行ってまいります。総合戦略に位置付け、余市町と連携して進めてきました「余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト」により、20のワイン事業者が集積するなど、取組の成果が現れております。引き続き、ワイナリーの開業を目指す方へ相談や支援について、後志農業改良普及センター北後志支所、新おたる農業協同組合を始め関係機関と連携し、各種補助事業や農地取得に関する情報を提供してまいります。また、既存ワイナリー事業者の定着に向けた経営安定化に係る支援等も検討してまいります。

少子高齢化や技術革新、新感染症の拡大により、産業構造や就業形態が急速に変化し、東京一極集中から、地方への新しい人の流れをつくることが求められております。このような環境や社会の変化を踏まえ、既存企業への支援を継続するほか、新たな企業との連携を推進し、移住・定住、サテライトオフィスなどテレワーク対応可能な企業誘致や、本町での起業家に対する支援などについて検討を進めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、本年3月現在、7名の隊員が地域おこし活動に取り組んでおり、そのうち2名が3月・5月末日をもって任期を終える予定となっております。これまでの経過を踏まえ、引き続き地域外の人材を積極的に受け入れ、地域力の維持・強化を図っていくこととし、新たに隊員を募集するとともに、既存隊員の活動や本町への定住定着に向けた支援を関係機関、団体と連携し行ってまいります。

観光拠点施設の運営についてであります、「仁木町観光管理センター」は、引き続き指定管理者制度による効率的な運営に努め、観光農園と直売所の相互調整、果樹観光やワインツーリズムなどの情報発信の拠点施設としての役割を担ってまいります。「フルーツパークにき」におきましても、指定管理者制度を継続し、民間の効率的な運営と利用者サービスの向上を図り、農業と観光振興を通じた地域経済活性化施設としての役割を担ってまいります。また、数年後の一般国道5号倶知安・余市道路（仮称）仁木インターチェンジの開設に向けた観光拠点施設の在り方について、第6期総合計画に沿って検討に着手することとしております。観光客の誘致促進に向け、「さくらんぼフェスティバル」や「うまいもんじゃ祭り」につきましては、新型コロナウイルス感染防止に配慮した新たな生活様式に即した開催方法とし、関係者の創意工夫の下、魅力あるイベントとして開催してまいります。フルーツ&ワインマラニックにつきましては、本町の魅力である美しい風景と農産物やワインなどの味覚を楽しんでいただく郷土色豊かなイベントとして定着するよう推進してまいります。開催に当たっては、各イベント実行委員会を始め、関係者の皆さまにご理解とご協力をいただきながら、地域経済の再生につながる効果的な観光イベントとなるよう実施してまいります。これらのイベントの実施、観光PRなどの振興事業や業務推進を担う仁木町観光協会に対する助成につきましても継続して行ってまいります。町民の皆さまを始め、多くの方々の利用によりにぎわっている「ふれあい遊トピア公園」は、引き続き指定管理者制度による管理を行い、民間の効率的な運営と利用者サービスの向上を図り、スポーツ活動を通じた町民の健康増進と交流の場としての役割を担ってまいります。

令和2年度に3億円余りの寄附を見込むふるさと納税につきましては、本年度も関係機関・団体のご協力をいただきながら、寄附者に対する返礼品贈呈事業に取り組んでまいります。

～町民とともに推進するまちづくりを～。

少子高齢化の進行などにより、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変わり、地域社会が抱える課

題も、福祉や子育て、防災、防犯など多岐にわたっております。これら地域課題に対応するには、行政だけではなく、町内会、個人やまちづくり団体等がそれぞれの役割分担を考え、互いに協力し行動することが大切であり、自助、互助、共助、公助の視点に立ち、行政はより一層対話を進め、住民や団体とともに取り組む協働のまちづくりを積極的に進めることが求められています。町内会や各種ボランティアグループが連携を図りながら、将来にわたり支え合い、助け合う地域コミュニティづくりを進めるため、まちづくり協働事業助成を始め、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員会など住民活動への支援を継続してまいります。

「まちづくりはひとづくり」を理念に協働のまちづくりを進める中、これからも情報提供への要望はますます高まってくるものと考えております。親しみやすい・分かりやすい広報活動を展開し、町広報紙を始め、ホームページやSNSなど様々な情報共有ツールを使用した確かつ迅速な行政情報及び地域情報の発信に努め、より多くの町民の声を聴き、町民相互の連携が図られるよう広聴機能の強化に努めてまいります。

本町が自主自立に向けたまちづくりをさらに進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となります。町民参加の下、まちづくりの共通目標となる第6期総合計画に基づく計画的なまちづくりを推進してまいります。さらに、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる効率的・機能的な行政体制を確立するため、研修の充実を図り、職員の能力開発・人材育成に努めてまいります。また、庁舎等複合施設につきましては、建設から20年以上が経過しており、令和元年度に策定した庁舎等複合施設個別施設計画を基本としつつ、本年度は、最適な修繕・更新工事を検討する実施設計業務を委託し、工事につきましては、翌年度から実施する予定としております。その他の公共施設につきましても今後の適正配置等を実現するため、本年度は、個別施設計画を策定し、トータルコストの縮減、平準化を図るべく公共施設マネジメントの取組を進めてまいります。

4. むすび。

以上、令和3年度の町政執行に関する所信と骨格となる施策を申し述べさせていただきました。

全人類にとってより持続可能かつ安全で、より豊かな地球を作り上げるという目標の実現に向け、国連においてSDGs（持続可能な開発目標）が設定され、本町の新たな総合計画においても関連目標として掲載しております。その中に「住み続けられるまちづくりを」という目標があり、ターゲットとして「安全な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保」、「持続可能な輸送システムのアクセスの提供」、「自然や環境に対しての配慮、災害に対する強靭さを目指す総合的な政策の導入」などが提起され、高齢化や人口減少による地域の脆弱化、異常気象の頻発による自然災害リスクの増大に直面している仁木町においても、解決していかなければならない課題であります。ただし、限られた財源と人員、さらにはコロナ禍の厳しい状況の下、「住み続けられるまちづくり」（持続可能な仁木町）を築くことは簡単なものではありませんが、仁木町の未来を見据え、前例にとらわれることなく、柔軟で大胆な発想と挑戦し続ける行動力をもって、町民の皆さまとの対話を大切にし、その声をしっかりと心に刻みながら、職員と一丸となって、持続可能なまちづくりに全力で取り組んでまいります。以上で仁木町行政と予算案の大綱とさせていただきます。

○議長（横関一雄）次に、令和3年度仁木町教育行政執行方針について発言を許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和3年度仁木町教育行政執行方針。

令和3年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まる支援によりまして、令和2年度の教育行政を円滑に推進できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。昨年1月に国内で初の新型コロナウイルス感染症が確認されてから既に1年以上が経過しております。この間、3月から5月には学校の一斉休業や緊急事態宣言の発出、各種イベントの中止や規模縮小、さらには新しい生活様式の実践等、これまで経験のしたことがない制限や規制の中、今なお、感染がまん延している状況にあり、1日も早い収束を願っております。

さて、本町では、第6期仁木町総合計画の策定に合わせ、本年2月に「仁木町教育大綱」を改訂し、今後5年間を見通した教育に関する基本理念や基本目標などを決めました。「町民に質の高い教育を」を基本理念とし、「未来につなぐ豊かさを育む確かな教育の創造」と「うらおいとやすらぎを生む心の豊かさと文化の創造」を目標としております。将来を担う子どもたちの確かな学力の定着と豊かな心の醸成、たくましい身体の育成を図るため、地域が支える学校教育を推進し、また、町民一人ひとりが「ふるさと仁木」に愛着を持ち、生涯にわたって学び続ける環境を作ることが重要と考えております。

令和3年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、第6期仁木町総合計画の将来像である「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にすまち～すべては未来の子どもたちのために～」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」が連携しながら取組の方向と具体的な施策を定めました。

始めに、学校教育について申し上げます。学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことにあります。新しい学習指導要領は、小学校では昨年度から、中学校では本年度から全面実施されるところであり、「GIGAスクール構想」で示された「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、学習の充実を図るとともに、情報通信端末や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る取組を進めていくほか、「個に応じた指導」が孤立した学びに陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質、能力を育成する「協働的な学び」の充実にも取り組んでいくなど様々な学習内容を見据えながら、一層の充実を図るため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「教育内容の充実」であります。子どもたちが変化の激しい時代を生きていくためには、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などに加え、ICTの活用能力を育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。そのためには、教職員一人ひとりが、これまでの優れた教育実践とICTを最適に融合することで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことに取り組んでまいります。英語の学力向上につきましては、「読む」、「聞く」、「書く」、「話す」の4技能のうち、「読む」、「聞く」の2技能を判定する英検I B Aや2名体制の外国語指導助手（ALT）を活用しながら、英語力の定着・育成に取り組んでまいります。小中一貫教育につきましては、義務教育の9年間を系統的、継続的な教育を行うための有効な方法の一つとして、調査研究を進めておりますが、本年度におきましては、「学校の新しい生活様式」を踏まえた環境の中で町民の皆さまと対話しながら小中一貫教育に対する理解を深めて、「仁木町学

校教育基本方針」の策定に向けた取組を行います。情報活用能力の育成につきましては、令和元年12月に「GIGAスクール構想」が示され、本町においても「校内通信ネットワークの整備」、「児童生徒1人1台端末の整備」を終えたところです。本年度におきましては、これらの整備されたICT環境を活用するため、「ICT支援員」を活用し、学校教育の質の向上に向けたICTの活用、ICTを効果的に活用するための教師の能力の育成に取り組んでまいります。また、情報モラル教育につきましては、「GIGAスクール構想」により教育へのICT機器の活用が急速に進められたことから、インターネット環境がより身近になったため、適切な利用について、統一した指導を関係機関、民間企業、保護者、小中学校間の連携により進めるほか、情報機器を活用する際に実践的な指導、啓発を行ってまいります。地域と連携した信頼される学校づくりにつきましては、地域住民や保護者等が学校や地域の課題を共有し、共通の目標、ビジョンを持って一体となって地域の子どもたちを育むコミュニティスクールの取組を進めてまいります。郷土を愛する心の育成につきましては、コミュニティスクールを中心として、総合的な学習や社会科見学において、本町の基幹産業である農業の体験学習や地元企業等からの講師派遣など、地域資源や人材の積極的な活用を図るほか、昨年度に全面改訂した社会科副読本を活用し、地域における社会生活を総合的に理解し、地域社会の一員としての自覚や、郷土に対する誇りや愛情を育む「ふるさと教育」に取り組んでまいります。

重点の2つ目は、「教育環境の充実」であります。近年問題視されている教職員の長時間労働の対応につきましては、仁木町立学校の働き方改革アクションプランに基づき、長期休業期間中における閉校日や、定時退勤日の設定等の取組、さらには、校務支援システムの導入による、指導要録や通知表作成などの業務の効率化、省力化、出退勤時間の管理などを行っており、引き続き、印刷物等のデジタル化などを検討しながら、業務削減や勤務環境の改善に取り組んでまいります。新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては、「学校の新しい生活様式」を踏まえたマスクの着用や手洗いなどの習慣的な予防策を徹底していくほか、子どもたちの心のケアや必要な教育活動を継続し、子どもの健康に対する意識の向上、衛生環境の整備、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設、設備の整備を行いながら、学びの保障に努めてまいります。ICT機器の整備につきましては、文部科学省がクラウドサービスの利用を推奨したことに伴い、データ通信量が急激に増加していることから、仁木小学校及び仁木中学校の光回線について、役場に集約してインターネットに接続する「役場集約型」を学校から直接インターネットに接続する「個別接続型」に変更することにより、データ通信の高速化、安定化を図る取組を進めてまいります。各学校とも建設後、四半世紀が経過し、校舎の老朽化が進んでいることから、昨年度に作成した「仁木町学校施設個別施設計画」を踏まえ、計画的な「長寿命化改修」及び「大規模改造」について準備を進めてまいります。

重点の3つ目は、「学校給食の充実」であります。食育につきましては、仁木小学校に配置されている栄養教諭を中心として、引き続き各学校において、食事の重要性や楽しさ、食への感謝の気持ちなどを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けた指導と本町及び北後志管内を始め、北海道産食材を積極的に取り入れることにより、地域の産業や文化を学び、生産者への感謝の気持ちや生命を尊重する心を育む食育の充実を図ってまいります。今後におきましても栄養バランスに配慮し、児童生徒の思い出に残るおいしい学校給食の提供に努めてまいります。なお、子育て世代の経済的支援を図るため、学校給食費の補助を本年度も引き続き実施してまいります。

続きまして、生涯学習について申し上げます。生涯学習の役割は、町民一人ひとりが生涯を通じて、いつまでも学べるよう地域において様々な学習機会に出会える環境を整えることを目指しています。本町におきましても、第6期仁木町総合計画や新たな教育大綱を踏まえ、子どもから高齢者までがいつまでも、いつでも学べる町づくりを目標として、地域社会のニーズに合わせて誰もがチャレンジできる体制を構築するため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「いつまでも学習の推進」であります。いつまでも学習の推進につきましては、仁木町社会教育推進計画に基づき、行政、学校及び地域が協力して、世代を超えた学習機会を創出するため、町内の社会教育関係団体並びにその他民間企業に協力をいただき、年間を通して多様な体験活動を実施していくほか、小さいうちから外国語に慣れ親しむ環境として実施している子ども向けの英会話教室について、より一層講師と楽しく会話できるよう内容の充実を図ってまいります。また、仁木町子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもたちが読書を通して健やかに成長し、より良い読書習慣を身に付けてもらうため、子どもの成長段階に応じた読み聞かせ事業の推進や広報等を活用した本の魅力発信など、読書に親しみを持てる環境づくりに努めてまいります。さらに、高齢者の社会活動促進や健康増進を図るため、「やすらぎ大学」などを通して充実した生活をサポートし、生きがいや、やりがいを高める学習を引き続き実施してまいります。

重点の2つ目は、「スポーツ活動の振興」であります。スポーツ活動の振興につきましては、町民それぞれが自ら親しみ生涯を通して気軽にスポーツを楽しめる機会の拡充を図るため、各スポーツ団体等と連携を図り、町民が日常的にスポーツを楽しむ活動機会の提供や、環境整備に努めてまいります。また、体育協会やスポーツ少年団への活動支援による各種事業の充実やスポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動の普及・促進に努めてまいります。

重点の3つ目は、「文化・芸術活動の創出」であります。文化・芸術活動の創出につきましては、ゆとりと潤いを実感し、創造性豊かな文化活動の推進を図るため、仁木町民センターを中心とした文化施設を、町民の「心やすらぐ空間」として、各文化団体やサークル活動の交流や参加機会の充実を図り、子どもから高齢者まで文化芸術に触れる機会の拡充を進めてまいります。また、文化財の保護、活用といたしまして、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるため、町指定文化財の保存と町内文化財の調査に取り組む、新たな価値や魅力の発信に努めてまいります。

重点の4つ目は、「社会教育施設の適切な管理」であります。社会教育施設の適切な管理につきましては、教養、健康増進、生活文化の向上を図るため、管理人や指定管理者と連携し、引き続き心豊かに生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。また、施設の多くが建設後四半世紀以上経過しており、施設の老朽化等も進んでいることから、本年度策定する個別施設計画において、使用状況や改修費用に応じて施設の在り方や改修方法について検討してまいります。

以上、令和3年度に取り組む重点施策を申し上げます。仁木町が、人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が重要であります。教育委員会といたしましては、子どもたちから高齢者まで、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、仁木町の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携の下、一丸となって本町教育の充実、発展に取り組んでまいります。町民の皆さまの積極的な参画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）以上で『令和3年度仁木町行政と予算案の大綱』、『令和3年度仁木町教育行政執行方針』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 0時13分

再 開 午後 0時14分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で本日の日程はすべて終了しました。本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は3月8日月曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。

本日のご審議誠に苦労さまでした。

散 会 午後 0時14分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和3年3月5日～3月16日（12日間）

1日目 令和3年3月5日（金）

（開会～午前9時30分 / 散会～午後0時14分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認 第1号	専決処分事項の承認について 令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）	R3.3.5	承認可決
議案 第1号	令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）	R3.3.5	原案可決
議案 第2号	令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	R3.3.5	原案可決
議案 第3号	令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	R3.3.5	原案可決